

平成 27 年度

事業計画書ならびに資金収支予算書

社会福祉法人 宮城県共同募金会

目 次

平成27年度 事業計画書

I. 共同募金をとりまく情勢認識	P 1
II. 事業方針	P 2
III. 重点事業	P 3
IV. 事業実施計画	P 3
平成27年度主要会議等予定表	P 8
参考資料 1	P 9
参考資料 2	P 13

平成27年度 資金収支予算書

予算の概要	P 21
社会福祉事業区分 資金収支予算書	P 22
法人本部サービス区分 資金収支予算書	P 23
赤い羽根県域募金サービス区分 資金収支予算書	P 25
赤い羽根市町村域募金サービス区分 資金収支予算書	P 26
地域歳末募金サービス区分 資金収支予算書	P 27
NHK歳末募金サービス区分 資金収支予算書	P 28
指定寄付金サービス区分 資金収支予算書	P 29
災害支援金サービス区分 資金収支予算書	P 30
難病支援金サービス区分 資金収支予算書	P 31
災害等準備金サービス区分 資金収支予算書	P 32
27年度 経費予算全体内訳	P 33
募金額に対する諸経費の割合	P 34

平成27年度 事業計画書

I. 共同募金をとりまく情勢認識

1. 東日本震災支援の継続と新たな災害対応について

未曾有の大震災から4年が経ちますが、復興への道のりは遠く今後も継続的な支援が必要である。被災地では、新たな地域社会が形成し始まっており、住民による活動への支援やこれまでの活動を地域資源として定着させていく取り組みが求められています。共同募金は、被災者の支え合い活動を長期にわたり支援します。

さらに昨今、全国各地で地震や大雨災害などさまざまな自然災害が発生しています。これらの災害に迅速に対応するため、災害等準備金による災害支援制度の一層の改善。また、被災県として震災の経験を踏まえ、次の災害に対する新たな仕組みづくり等の検討が必要であると認識します。

2. 時代に即した共同募金のあり方について

国は、国民生活の根幹をなす社会保障制度の改革を進め、平成27年度は生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援新制度などが施行され、また、介護保険制度や社会福祉法人制度の見直しも実施されます。そこでは、公的な制度による専門的な相談やサービスとともに、市民参加による支援の仕組みづくりや地域づくり、共助の関係づくりが期待されています。その運営は公費や利用料の他、市民からの寄付など、多様な財源で賄われることが予想されます。共同募金会もこのような動向に応じ、特に社会福祉協議会やその他の社会福祉法人と連携しながら、民間の募金・助成団体としての役割を發揮していくことが必要であると認識します。

3. 多様な募金手法開発の継続について

平成19年にだされた共同募金会60周年答申を基に、募金や助成、広報、組織の見直し等多岐にわたる共同募金改革の取り組みが全国で進められてきました。本会では、募金箱型自動販売機「ハートフルベンダー」の開発や、運動期間拡大を利用したテーマ型募金「被災地の子どもたちへ遊具を贈ろう！プロジェクト」によるむすび丸ピンバッジ募金等の新たな募金手法を展開し、募金増額の推進をしてきました。東日本大震災を経て市民や企業の社会貢献意識が高まるなか、共同募金会自らが、果敢に募金者がもつ多様な寄付意識に働きかけ、種々の寄付受入方法を用意し、募金者本位に基づいた助成を効果的に実施することが、地域における助成と募金の循環を生み出し、募金者の共感や納得、共同募金の再生につながると確信します。

4. 全国共通助成テーマの推進について

中央共同募金会では平成 25 年度より、貧困や虐待、引きこもりなど社会的な孤立等の防止や解消を目的とする「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」という全国共通助成テーマによる全国的な運動を推進してきました。本会においても平成 27 年度より助成事業のひとつとして取り入れ、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人、NPOやボランティア団体と連携しながら推進し、県内での機運を高めていくことが必要であると認識します。

5. 共同募金会経営に対する危機感について

流動化する社会・経済情勢。少子・高齢化が進展し、全国的に募金実績が減少するなか、本県では震災によりそのスピードに拍車がかかり、共同募金をめぐる環境がより厳しい状況にあります。平成 27 年度の募金実績についても引き続き厳しい状況が予想され、経費率については、様々な見直しによる削減に対し、募金額減少のスピードが速く、依然全国でも経費率の高い経営状態にあります。募金額の減額傾向がこのまま続くと、地域福祉推進に必要な助成額が確保できないだけでなく、事業や組織経営に支障をきたす深刻な事態が懸念されます。宮城県共同募金会関係者が一丸となりこの難局を打開するため、今後 5～10 年の寄付金および経費等の見通しを明らかにし、寄付金増加策、経費削減策等の経営方針を中・長期経営計画として検討することが必要であると認識します。

II. 事業方針

共同募金は、住民相互のたすけあいを理念として昭和 22 年に始まり、69 回を迎える今、本県では募金実績額が減少の一途にある。募金額のピークである平成 8 年度と平成 25 年度の実績をみると約 1 億 3,800 万円（△26.2%）の減少となっており、減少に歯止めがかからない状況になっている。残念ながら共同募金改革の取り組みが不十分であったと言える。

一方で、東日本大震災からの復興への取り組みをはじめ、過疎化、少子高齢化への対応や引きこもり対策、生活困窮者支援など、地域の課題は以前に増して山積みしている。これら地域における深刻な生活課題に向き合い、課題解決にむけた取り組みを推進するには、行政、住民、関係機関・団体、NPO、ボランティアなどの協働・連携や、支援を必要とする方々を地域全体で支える地域福祉の取り組みがますます重要となっている。

平成 27 年度の共同募金運動にあたっては、前項に記載している共同募金をとりまく情勢を十分に認識し、平成 25 年度に実施された「リフォームプロジェクト委員会」の提言を踏まえ、共同募金の 8 割を占める戸別募金を引き続き守りつつ活性化を図るとともに、本会自らが創意と工夫を凝らし新たな募金手法等の開発に果敢に挑み「新しい共同募金」を志向していく必要があります。募金者本位の理念に基づき、本会及び市町村共同募金委員会がこれまで以上に幅広い市民の参加を得て、共同募金運動を積極的に推進するため、次の事業を重点に掲げ各事業を展開します。

Ⅲ. 重点事業

1. 東日本大震災の支援と大規模災害等への対応
2. 宮城県共同募金会経営機能の強化と市町村共同募金委員会組織の充実
3. 新たな募金手法等の推進および既存の募金方法の活性化
4. 地域住民の主体的な参画による助成の仕組みづくりの推進

Ⅳ 事業実施計画

1. 東日本大震災の支援

被災地では、新たな地域社会が形成し始まっており、住民による活動への支援やこれまでの活動を地域資源として定着させていく取り組みが求められています。共同募金は、被災者の支え合い活動を長期にわたり支援します。

事業内容	概要及び目標
①激甚被災市町村特別支援	激甚被災地 12 市町委員会では、その支持組織の崩壊により募金環境が困難な状況にあります。H25 年度までの時限的支援でありましたが、今年度のみ再延長します。(震災前の募金実績の減額分に対し 5～10%の補てん)
②住民支え合い活動助成	中央共同募金会からの受託事業として、被災地(宮城県)の地元団体による助け合い活動を支えるための助成事業。沿岸市町村からの強い要望もあり平成 27 年度も継続実施します。(宮城県助成総額：3,339 万円、1 団体 10 万円を上限 1 回のみ)
③被災地の子どもたちへ遊具を贈ろう！プロジェクト	震災で失われた被災地における子どもたちへの遊び場(遊具)整備に助成を継続実施します。(3 年目 目標額：400 万円)
④東日本大震災支援金助成【新】	中央共同募金会を通じ全国の企業・団体・個人から寄せられた震災支援金による激甚被災地 12 市町委員会を対象とした助成。(総額：700 万円)

2. 災害への的確な対応と支援

昨今、全国各地で地震や大雨災害などさまざまな自然災害が発生しており、災害等準備金の的確かつ速やかな活用が期待されています。災害時に備え、準備金を計画的に積み立てるとともに、市町村共同募金委員会、県社会福祉協議会等関係機関との連携強化を図る。

事業内容	概要及び目標
①災害義援金の募集	県内での災害発生時には、関係機関と連携し速やかに義援金の募集を開始する。また、他県で災害義援金が募集された時は、全国的運動に呼応し市町村委員会等を通じて周知し、義援金を受け付ける。
②災害等準備金の積立	社会福祉法に規定された大規模災害の発生などに対応する準備金の積立（募金実績の3%）を行い、これに該当する大規模災害発生時に活用する。
③小規模災害への支援	県内で火災や風水害による小規模災害が発生した場合は、その被害世帯または人員に対して見舞金を市町村委員会を通じて贈呈する。
④県災害時相互支援協定との協働【新】	震災の経験を踏まえ次の災害に対応するため、県内35市町村社協による相互支援協定（*参考資料1）が結ばれました。その連絡会に参加するとともに事業を資金面で支える。

3. 法人の運営

定款及び諸規程に基づいた法人の適切な運営を図る。

事業内容	概要及び目標
①理事会の開催	事業計画、予算、その他重要事項についての審議と承認及び執行。 5月（前年度の事業報告・決算他）、7月（目標額策定他）【新】、 3月（補正予算・翌年度の事業計画・予算他）
②評議員会の開催	事業計画、予算、その他重要事項についての審議。 5月（前年度の事業報告・決算他）、7月（目標額策定他）【新】、 3月（補正予算・翌年度の事業計画・予算他）
③監事会の開催	理事の業務執行状況及び法人の財産状況の監査。5月、11月
④正副会長会議の開催	会の重要事項についての協議。5月、7月、9月、3月

4. 各委員会の開催

事業内容	概要及び目標
①配分委員会の開催 *配分調査委員会は市町村委員会の規模に応じて開催。	共同募金に係わる助成計画及び目標額の策定、災害等準備金の運用について審議。 7月、12月、1月、2月、3月
②中・長期経営計画策定委員会の準備【新】	平成28年度だされる予定の共同募金運動70年答申を基に、今後の新たな共同募金運動の方向性を協議する。また、今後5～10年の寄付金及び経費等の見通しを明らかにし、寄付金増加策、経費削減等の経営方針を策定する。

5. 組織の透明性の確保と機能の充実

共同募金の使いみちが分かりづらいとの募金者の声を真摯に受け止め、市町村共同募金委員会と連携し、分かりやすい啓発に努めるとともに、透明性の高い運営をするため、委員会機能の充実を図る。

事業内容	概要及び目標
①市町村共同募金委員会巡回訪問【新】	全市町村委員会を訪問し、地域ごとの様々な課題や共同募金運動状況の情報共有を図る。特に、委員会機能の充実を図るため、昨年から導入した新会計システムの運用。理事会・評議員会（運営委員会）と配分調査委員会（配分審査委員会）の設置整備について支援する。
②市町村正副会長・役員会議 ③市町村事務局長・担当者会議 ④担当者ミーティングの開催	事業計画・予算等重要事項への対応。募金及び配分の重要事項の協議と確認等、共同募金をとりまく最新情報の交換と協議をする。市町村委員会との連携を強化することで、実践力・行動力のある組織を構築する。
⑤全国研修会等への参加助成【新】	全国的な動向把握と、運動に係わる専門的な知識・技能の習得のため、市町村委員会職員の全国研修会等への参加助成。運動期間拡大を活用した募金運動を検討している委員会を候補とする。 *全国ミーティング（東京都）7月開催
⑥赤い羽根ボランティア研修会の開催	募金活動ボランティア及び奉仕員を対象とした研修。運動の理解を深める。

6. 募金運動の推進

事業内容	概要及び目標
①赤い羽根（一般）募金運動（10月1日～12月31日） ②地域歳末たすけあい運動（12月1日～12月31日） ③NHK歳末たすけあい運動（12月1日～12月25日） ④期間拡大に伴う運動【新】（1月1日～3月31日）	新聞広告、テレビ・ラジオスポット放送、広報誌（赤い羽根だより）、ポスター、ホームページ等を活用して広く県民に募金を呼びかけ、関係機関・団体、企業との協力・連携のもと多様な方法により募金運動を展開する。また、現在25都道府県で、期間拡大を活用したテーマ型等新たな募金手法の取り組みが行われており、今後は全国的な取り組みとして行われようとしている。本県においても県共募としての新たなテーマ設定及び、市町村委員会での取り組みについて推進する。
・戸別募金の推進	寄付者の自発的な協力を基にした戸別募金運動の充実を図る。また、マンションなどの集合住宅や町内会未加入世帯への依頼を推進する。
・法人募金、職域募金の活性化	法人募金、職域募金の拡大開拓のため、役職員による企業訪問、募金の呼びかけを強化する。
・学校募金を通じた福祉教育の推進	共同募金運動を通じた福祉教育の推進を図るため、各学校の学習活動への協力を行う。

・プロスポーツチームとの協働による運動展開【新】	「赤い羽根サポーター」として、県内に所在するプロスポーツチームとの協働により、チームからの応援メッセージ協力や会場での募金・広報活動を展開する。
・赤い羽根特使、親善大使によるPR	全国で活動されている「杜けあき特使」、「荒川ファミリー親善大使」の協力のもと、共同募金運動が県民から親しまれ愛される運動として展開されるための諸活動を行う。
・通年で募金できる仕組みづくりの推進【新】	既存事業の募金箱型自動販売機「ハートフルベンダー」の設置推進とあわせて、市町村委員会と協働し、本県でも寄付付き商品等の開発提案「赤い羽根募金百貨店プロジェクト」(*参考資料2)を企業等に行い、新たな寄付の仕組みづくりを推進する。

7. 助成計画及び目標額の策定と助成の実施

助成計画の策定にあたっては、あらかじめ宮城県社会福祉協議会の意見を聞き、配分委員会の承認を得て、目標額、受配者の範囲及び助成方法を決定する。地域の福祉ニーズが反映され、地域住民の賛同による主体的な運動展開を促進するため、市町村域助成の体制整備に即して地域助成重視のしくみづくりを推進する。

事業内容	概要及び目標
①県域助成	県内の福祉施設及び団体等からの助成申請について、配分委員会でその内容を審査する。地域福祉活動の支援として、住民力・地域力・福祉力を高める助成事業を拡充する。また、更なる事業の活性化を図るため、目標額の見直しや申請団体によるプレゼンテーションの実施等について検討する。
②市町村域助成	市町村社会福祉協議会等からの申請について、市町村委員会における配分調査委員会が審査し、配分委員会で総合的な承認を得る。また、事業の活性化を図るため、公募制の導入等について検討する。
③歳末たすけあい助成	地域歳末については、社会的孤立の解消や生活困窮者への支援等今日的な課題解決にむけた運動展開を図るため、実施要項の改訂と新たな方針のもと実施する。また、NHK歳末についてはNHKとの協議のうえ別に定める実施要項により実施する。
④重点テーマ検討会議の開催【新】	県域助成において県内の地域福祉の課題とニーズを反映させ、重点テーマを検討するため、県社会福祉協議会との検討会議を行う。

8. 広報活動等の推進

共同募金の主旨を募金者により理解していただくため、広報紙、ホームページなどを広報媒体として有効活用する。また、マスコミ等と連携を図ることで、運動についての情報を公開し透明性の確保に努める。

事業内容	概要及び目標
①報道機関、関係機関への情報提供と広報協力	県内各報道機関及び、県市町村社会福祉協議会等に対し、共同募金運動や募金の使いみち等を積極的に情報提供し、多様な広報媒体による県民への共同募金の理解を深める。

②イベント等の開催	「赤い羽根進発式」：共同募金運動の開始にあたり、運動の気運醸成のため、10月1日に仙台市内及び市町村各地で開催する。 「贈呈式」：赤い羽根共同募金及びNHK歳末たすけあいの助成団体への助成決定伝達のため、それぞれ贈呈式を開催し、各報道機関による取材や放送を通じて広く県民に感謝の意思を伝える。
③広報誌の発行	県内全世帯に広報誌「赤い羽根だより」を年1回発行し、寄付者に共同募金運動に対する理解と参加を呼びかける。
④ホームページの活用	昨年リニューアルした本会ホームページによる積極的な情報発信。中央共同募金会が運営する赤い羽根データベース「はねっと」により、募金の使途を公開し募金の透明性を高める。
⑤受配団体による使途明示	助成を受けた施設・団体に対し、地域住民や関係者への助成金の使途周知を赤い羽根ロゴマークの表示等により徹底し、寄付者への感謝を表す。

9. 宮城県社会福祉大会の実施

事業内容	概要及び目標
①宮城県社会福祉大会の開催	宮城県社会福祉協議会と共催し、共同募金運動功労者の顕彰を行い、募金運動の一層の普及促進を図る。

10. 表彰・感謝の実施

事業内容	概要及び目標
①表彰・感謝状の贈呈	共同募金運動の推進に功績のあった個人・団体及び高額寄付者への表彰状または感謝状の贈呈を行う。
②表彰・感謝状候補者の推薦	厚生労働大臣、中央共同募金会会長、宮城県知事表彰等の候補者の推薦を行う。

11. 民間社会福祉資金の総合調整

事業内容	概要及び目標
①（公財）中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦業務の実施	中央競馬馬主社会福祉財団助成事業について、助成を申請する社会福祉法人の推薦及び調査・指導、完了事業に対する連絡調整を行う。

12. 共同募金以外の寄付金の取扱い

事業内容	概要及び目標
①共同募金以外の寄付金	共同募金以外の寄付金（受配者指定寄附金等）の受入と助成を行う。受入にあたっては行政機関、中央共同募金会と協力し厳正な審査を行う。

平成 27 年度宮城県共同募基金会主要会議等予定表

平成 27 年 3 月 9 日現在

年 月 日	会 議 名	時 間	会 場	備 考
平成 27 年 4 月 20 日 (月)	配分決定通知書伝達式	13:30~14:30	シルバーセンター交流ホール	
5 月 12 日 (火)	第 1 回 監事会	10:00~12:00	本会会議室	
5 月 15 日 (金)	第 1 回 正副会長会議	13:30~14:30	本会会議室	
5 月 25 日 (月)	中央共募第 224 回理事会	10:00~12:00	全社協会議室 (東京都)	
5 月 27 日 (水)	第 251 回 理事会	13:30~15:30	ホリデイイン仙台	
5 月 28 日 (木)	第 209 回 評議員会	13:30~15:30	市民活動サポートセンター	
6 月 4 日 (木) ~ 5 日 (金)	都道府県共募常務・局長会議	未定	未定 (東京都)	
6 月 26 日 (金)	市町村事務局長・担当者会議	13:30~15:30	市民活動サポートセンター	
7 月 13 日 (月) ~ 14 日 (火)	第 6 回 全国ミーティング	未定	全社協・瀬尾ホール (東京都)	
7 月 15 日 (水)	第 2 回 正副会長会議	13:30~14:30	本会会議室	
7 月中旬	第 1 回 配分委員会	13:30~15:00	本会会議室	
7 月 22 日 (水)	第 252 回 理事会	13:30~15:30	ANAホリデイイン仙台	
7 月 24 日 (金)	第 210 回 評議員会	13:30~15:30	市民活動サポートセンター	
8 月 20 日 (木)	市町村正副会長・役員会議	13:30~15:30	市民活動サポートセンター	
9 月 3 日 (木)	赤い羽根ボランティア研修会	13:30~15:30	市民活動サポートセンター	
9 月 15 日 (火)	第 3 回 正副会長会議	13:30~14:30	本会会議室	
9 月中旬	担当者ミーティング	13:30~15:30	未定	
10 月 1 日 (木)	赤い羽根進発式 (共同募金運動開始)	11:30~12:30	仙台市青葉区一番町アーケード内 (フォーラス前)	
11 月 5 日 (木)	第 61 回 宮城県社会福祉大会	13:30~15:30	サンプラザ仙台	
11 月下旬	第 2 回 監事会	10:00~12:00	本会会議室	
11 月 20 日 (金)	全国社会福祉大会	未定	日比谷公会堂 (東京都)	
12 月 1 日 (火)	歳末たすけあい運動開始	—	—	
12 月上旬	第 2 回 配分委員会	13:30~15:30	本会会議室	
平成 28 年 1 月下旬	第 3 回 配分委員会	13:30~15:30	本会会議室	
2 月中旬	NHK歳末たすけあい車両贈呈式	未定	未定	
2 月中旬	担当者ミーティング	13:30~15:30	未定	
2 月中旬	第 4 回 配分委員会	13:30~15:30	本会会議室	
2 月 12 日 (金)	都道府県共募常務・局長会議	未定	未定 (東京都)	
2 月 25 日 (木)	中央共募第 225 回理事会	10:00~12:00	全社協会議室 (東京都)	
3 月 11 日 (金)	第 4 回 正副会長会議	13:30~14:30	本会会議室	
3 月上旬	第 5 回 配分委員会	13:30~15:30	本会会議室	
3 月 23 日 (水)	第 253 回 理事会	13:30~15:30	未定	
3 月 25 日 (金)	第 211 回 評議員会	13:30~15:30	未定	

*会議の開催については、別途文章を送付いたします。

*会議日程については、必要に応じて日時を変更する場合があります。



災害時相互支援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）及び宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が協力し連携を図り、被災した地域の社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）への社会福祉協議会としての専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう、その支援に関して必要な事項について定める。

(適用する災害等)

第2条 この協定を適用する災害の種類は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定義される災害とする。

2 前項に掲げる災害のほか、多大な人的及び物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じた災害とする。

(相互支援の内容)

第3条 この協定を締結した市町村社協及び県社協は、次に掲げる事項について、相互に支援する。

- (1) 被災直後における被災状況の把握、情報収集及び調査活動・発信に関すること。
- (2) 被災地社協が必要とする活動に関すること。

2 前項に掲げる事項を実施するために必要な職員派遣については、県社協の会長（以下「県社協会長」という。）が別に定める。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づく支援を受けようとする被災地社協の会長（以下「被災地社協会長」という。）は、県社協会長に要請する。ただし、被災状況等を把握するための先遣活動に係る派遣については、県社協会長が決定する。

(支援の決定)

第5条 この協定に基づく相互支援の適否は、第4条に定める支援の要請に基づき、県社協会長が決定する。

2 市町村社協は、県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合は、可能な限り支援・協力するものとする。

(支援の期間)

第6条 被災地社協への支援を行う期間については、被災地社協会長と県社協会長との協議の上、決定する。

(職員の養成及び確保)

第7条 市町村社協及び県社協は、この協定に基づく相互支援を円滑に行うために、災害時に備えて災害支援活動を的確に遂行できる職員の養成及び確保に努めるものとする。

(連絡調整)

第8条 市町村社協及び県社協は、平時においては連絡網・手段を確立するものとする。

2 県社協は、災害時において相互支援が円滑に行われるよう、連絡調整を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、災害支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議の運営については、災害支援連絡会議設置要綱に定める。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する費用は、原則として市町村社協及び県社協で負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、災害時相互支援協定実施細則に定め、実施細則にも定めのないことについては市町村社協と協議の上、県社協会長が別に定める。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成26年 6月 1日から効力を生じる。

この協定を証するため本書36通を作成し、各自記名押印の上、その1通を所持する。

平成26年 6月 1日



災害支援連絡会議設置要綱

(目的)

第1 宮城県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）と宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）における災害時相互支援協定（以下「協定」という。）第9条の規定により設置する災害支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）について次の必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2 連絡会議は、災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 職員の派遣に関する事項
- (2) 職員の派遣期間に関する事項
- (3) 支援活動に従事する職員の人材養成及び確保に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(定数及び構成等)

第3 定数及び構成等は、次のとおりとする。

- (1) 連絡会議を構成する委員の定数は13人程度とする。
- (2) 連絡会議は、別表に掲げる宮城県地域圏別社協広域ブロック（以下「広域ブロック」という。）の社協から選出された職員で構成する。また、会議には必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 広域ブロックでは、人口規模や既存の連絡組織等に応じて、複数の委員を選出することができるものとする。

(委員の選任及び任期等)

第4 委員の選任、任期及び委嘱については、次のとおりとする。

- (1) 委員の選任に当たっては、地域圏ごとの連絡組織や地域内協定等を十分に配慮して選出し、県社協会長が委嘱するものとする。
- (2) 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(委員の役割)

第5 委員及び所属社協は、災害が発生し、通信の途絶により被災状況の情報が入手できない場合は、できる範囲でその被災状況などについて自ら情報を収集し、情報の提供に努めるものとする。

(会議)

第6 連絡会議は、次のとおりとする。

- (1) 連絡会議は、県社協会長が招集する。
- (2) 連絡会議には、議長及び副議長を置く。
- (3) 議長及び副議長は、委員の互選により選出する。
- (4) 会議の進行は、議長が行う。
- (5) 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(6) 大規模災害発生時に県社協会長より招集があった際は、委員は可能な範囲で参集し、支援体制について協議する。

(経費)

第7 連絡会議の運営に要する経費については、県社協が負担する。

(庶務)

第8 連絡会議の庶務は、県社協地域福祉部地域福祉課において処理する。

(要綱の変更)

第9 この要綱の変更については、連絡会議において協議し県社協会長が別に定める。

(その他)

第10 この要綱の定めのない事項については、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、協定が締結された日から適用する。



赤い羽根共同募金 「募金百貨店プロジェクト」

～ 日常生活と社会貢献を繋げる提案～

赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」

「寄付つき商品・企画」

御社で創ってみませんか？

～ 協力企業募集 ～



「募金百貨店プロジェクト」とは、企業等によって実施したり
 する寄付つき商品・企画を一同に集約し、赤い羽根共同
 募金が募金の百貨店になるというプロジェクトです。商品に
 負担はなく、企業は販促と社会貢献に繋がります。また、協賛
 企業は募金の百貨店の運営と関係する。3者のWIN&WIN
 の関係の構築を期待します。

＜対象・企画範囲＞
 企業等の共同募金プロジェクト、且つ募金の一部が赤い羽根共同募金の
 商品・企画であること
 協賛企業は、赤い羽根共同募金の運営と関係する。3者のWIN&WIN
 の関係の構築を期待します。

【対象のプロジェクト例】
 赤い羽根共同募金の運営と関係する。3者のWIN&WIN
 の関係の構築を期待します。

＜お問い合わせ先＞
 〒730-0001 広島県広島市東区本町1-1-1
 赤い羽根共同募金
 事務局
 TEL: 082-242-2222 FAX: 082-242-2223
 E-MAIL: info@akibone.com

《募金百貨店プロジェクト》

- ◆ 平成24年4月より開始
- ◆ 多様な企業と赤い羽根共同募金がWIN&WINの関係のできる寄付つき商品・企画をつくり、赤い羽根が募金の百貨店のようになるようなイメージで本プロジェクトを企画化
- ◆ 企業等の本業にメリットがあり、且つ売上の一部が赤い羽根共同募金への支援となる、又は顧客が赤い羽根共同募金への支援に参加できる寄付つき商品・企画であることを条件として、協力企業を募集
- ◆ 県内企業72社と覚書を締結、TV放送約60回(NHKの特集を含む)、新聞・経済紙に約250回掲載(平成26年10月9日現在)

赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」

◆株式会社コア（山口市）より、プロジェクトロゴマークの寄付

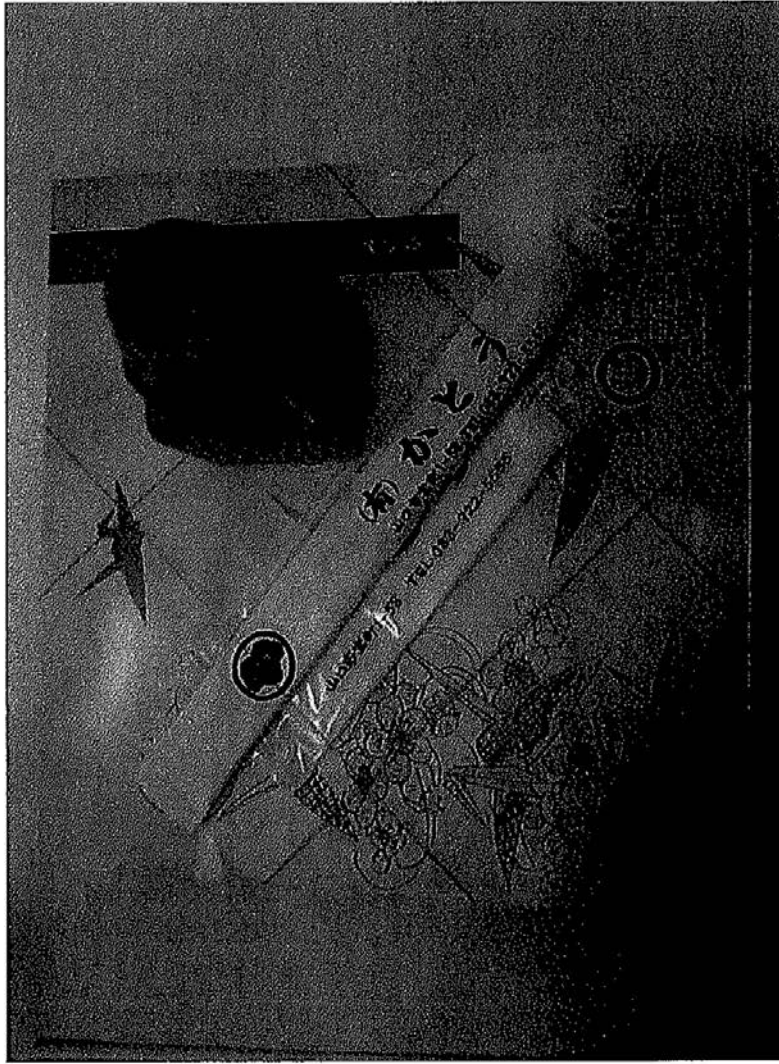


《デザインの説明》

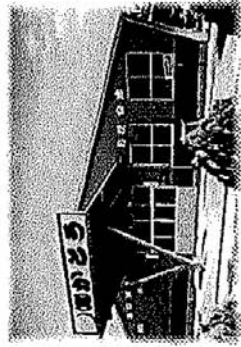
募金は、多くの人の「街を良くしたい」という気持ちが集まって成り立ちます。

多くの人のハートを沢山重ねて、一つの花のマークにすることで、温かみと明るい希望をイメージしたデザインになっています。

赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」



有限会社かとう（山口市）「かとうの赤い羽根弁当」注文の際に「かとうの赤い羽根弁当」と伝えると、どの金額のお弁当をご注文しても、お弁当1個販売につき10円が、赤い羽根共同募金に寄付。



Yamaguchi Prefectural Community Chest Of Japan

No.	項目	文案	備考
1	前文	株式会社●●●●(以下、「甲」という。)と、社会福祉法人●●●共同募金会(以下、「乙」という。)は、甲から乙に対する寄付について、以下の通り覚書を締結する。	
2	目的	甲は、第●項に定める事業による寄付金を、乙が実施する「赤い羽根共同募金」に対して寄付することによって、地域福祉の推進に貢献するものとする。	「3 事業」について記載している項番号を記載する。
3	事業	(例1) 甲は、別に定める●●●●●販売の売上のうち、販売1件あたり●●●円を寄付金として乙に交付する。 (別記) 商品A、商品B (例2) 甲は、●●●●●事業の実施にあたり、甲が委託者から受領する委託料のうち、別に定める金額を寄付金として乙に交付する。	寄付金の対象となる商品やサービスについて、できるだけ特定して記載する。寄付額は、定額または売上の○○%と明記する。「寄付額」を別に定める場合は、必ず別紙を覚書と一緒に綴る。
4	寄付金の算出	甲は、毎月初めに、前月1日から末日までの1か月分の寄付額を算出し、寄付額及びその内訳をすみやかに乙に報告する。	「寄付金の算出」「寄付金の送金」時期は、両者協議の上で決める。
5	寄付金の送金	甲は、各月末日に、寄付金を乙の指定する銀行口座へ送金する。その際、振込手数料は、甲の負担とする。	
6	領収書の発行	乙は、甲からの寄付金を受領した後、すみやかに甲に対して領収書を発行する。	
7	寄付金の使途	(例) 乙は、本寄付金について、甲から提供される内訳に従い、各都道府県共同募金会に送金し、当該都道府県における赤い羽根共同募金として、当該地域の地域福祉推進のために役立てる。	より具体的なテーマ等の設定がある場合は、そのことも併せて明記する。
8	名義の使用等	甲は、甲の本企画に係るパンフレット、ホームページ等の告知物に、乙の名称、ロゴマーク及び売上又は委託料の一部が乙に寄付される旨表記することが出来るものとする。 尚、甲は、乙の名称等を使用する場合は、その文言・意匠・デザイン等について、事前に乙と協議し、乙の同意を得なければならない。	
9	名称変更	甲及び乙は、名称変更等がある場合には、速やかに通知し必要な手続を行う。	

No.	項目	文案	備考
10	通知	本覚書上要求される甲又は乙に対する全ての通知は、書面又は電磁的方法によりなされるものとする。	
11	反社会的勢力との関係遮断	甲及び乙は、暴力団を始めとする反社会的勢力との関係を一切遮断することを保証する。	
12	譲渡の禁止	甲及び乙は、相手方から事前の書面による承諾を得ることなしには、本覚書上の権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は移転することはできないものとする。	
13	秘密保持	甲及び乙は、本覚書の履行により知り得た個人情報及びその他の秘密情報を、国内の法令に則り厳重に管理し、第三者への開示及び目的外の使用を禁止することとする。 尚、公開されている情報及び周知の情報については秘密情報から除外するものとする。	
14	覚書の有効期間	(例1) 本覚書の有効期間は、本書末尾に記載される発効日から1年間とする。発効日の記載の無い場合には、締結日から1年間とする。但し、いずれの当事者も、期間満了の●ヶ月前までの相手方への書面による通知が無い場合、本契約は自動的に更新され、以後の期間満了時においても同様とする。	
		(例2) 本覚書の有効期間は、平成●●年●●月●●日から、平成●●年●●月●●日までの1年間とする。但し、いずれの当事者も、期間満了の●ヶ月前までの相手方への書面による通知が無い場合、本契約は自動的に更新され、以後の期間満了時においても同様とする。	
15	覚書の解除	甲及び乙は、相手方に次に掲げる事由の一つが生じたときには、相手方に一定の是正期間をおいた催告をなした上で、本覚書を有効期間にかかわらず解除することができる。 1 本覚書のいずれかの条項に反したとき 2 公序良俗に反する違法行為を行う等当事者間の信頼を著しく害したとき	

No.	項目	文案	備考
16	覚書終了後の措置	甲は、本覚書終了後1箇月以内に、本寄付に関する告知を全て削除し、乙に対し、削除の完了を報告しなければならない。 尚、本覚書の終了時に、履行が完了していない債権・債務が完了ある場合、これに関わる権利の行使または債務の履行が終了する日まで、対象事項に関わる条項は有効に存続するものとする。	
17	損害賠償	1. 覚書に定める事項に関して、一方の当事者の責に帰すべき事由により、他方の当事者が損害を被った場合は、責に帰すべき事由を有する当事者は、本覚書内容の効力の存在する限りその賠償責任を負うものとする。	
		2. 損害を被った当事者は、責に帰すべき事由を有する当事者に対し、前項とあわせて、もしくはこれに代えて秘密情報の使用の差止、損害の予防、信用回復その他必要な措置を請求することが出来る。	
18	管轄	本覚書に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	管轄の裁判所名を明記する。
19	協議	本覚書に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき生じた疑義については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。	
20	覚書の保有	本覚書の成立を証し、本書2通を作成しそれぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。	

平成27年度 資金収支予算書

予算の概要

番号	勘定項目	増減の説明
1	全 体	新会計に基づく第2度目の予算です。社会福祉事業区分の全体とサービス区分毎に資料を作成しています。 新会計での対応は各市町村の協力を得て1年経過しましたが、旧ソフトよりの改善に時間を要し、今後も推進して行きたい。
2	共同募金収入	募金収入は前年度同様の384百万円を見込んでおります。
3	共同募金以外寄付金収入	募金以外の寄付金収入は毎年1~2件あり40百万円計上。予算上、科目建てとして1千円計上。
4	事業収入	事業収入中、赤い羽根便りの広告、募金運動開始の新聞広告の協賛金は従来まで募金として扱って来ましたが新会計導入後は広告料収入とし、各々500千円、1,200千円の計1,700千円を計上。
5	被災三県事業収入	ボラサポⅠの期間は24年~26年度まで、26年度は1億円、ボラサポⅡの期間は27年度より3年間、当初40百万円で開始。支出科目は災害ボランティア・NPO活動配分金
6	経費支出	経費は横這い、新会計後は事務経費については事業・事務費に分離済 本会にて職員1名減にて人件費△4百万円 経費率については予算にて試算しますと経費総額が70百万台と低減して来ましたが分母となる募金収入が減少し20%を割ることができません。
7	分担金支出	中央共同募金会分担金
8	積立資産支出	職員3名分の退職積立金(全社協)
9	法人内部間取引収入・支出	本会と市町村との資金授受(事業・事務費、募金送金等) 入出額同額
10	当期末支払資金残高	前期比37,994千円増加し、395,526千円

社会福祉事業区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	共同募金収入	384,460	386,063	△ 1,603	
	共同募金以外寄付金収入	1	40,000	△ 39,999	
	災害義援金収入	8	2,103	△ 2,095	
	事業収入	1,896	1,896	0	
	被災三県事業収入	40,000	100,000	△ 60,000	
	受取利息配当金収入	62	62	0	
	その他の収入	1,881	3,890	△ 2,009	
	雑収入	(1,303)	(2,938)	(△ 1,635)	
	事業活動収入計(1)	428,308	534,014	△ 105,706	
支出	人件費支出	21,770	26,005	△ 4,235	
	事業費支出	27,585	23,477	4,108	
	事務費支出	27,590	28,302	△ 712	
	共同募金配分金支出	264,945	390,075	△ 125,130	
	共同募金以外寄付金配分金支出	2	72,401	△ 72,399	
	災害義援金支出	5,001	9,500	△ 4,499	
	災害ボランティア・NPO活動配分金支出	40,000	100,000	△ 60,000	
	分担金支出	2,296	2,296	0	
事業活動支出計(2)	389,189	652,056	△ 262,867		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	39,119	△ 118,042	157,161		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	サービス区分間繰入金収入	11,465	54,886	△ 43,421	
	法人内部間取引収入	287,981	224,344	63,637	
	その他の活動収入計(7)	299,446	279,230	20,216	
支出	積立資産支出	1,100	1,100	0	
	サービス区分間繰入金支出	11,465	54,886	△ 43,421	
	法人内部間取引支出	287,981	224,344	63,637	
	その他の活動支出計(8)	300,546	280,330	20,216	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 1,100	△ 1,100	0		
予備費支出(10)	25	221	△ 196		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	37,994	△ 119,363	157,357		
前期末支払資金残高(12)	357,532	476,896	△ 119,363		
当期末支払資金残高(11)+(12)	395,526	357,532	37,994		

法人本部サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
収入	事業収入	1,700	1,700	0	
	広告料収入	(1,700)	(1,700)	(0)	
	受取利息配当金収入	60	60	0	
	その他の収入	1,286	2,921	△ 1,635	
	配分金戻入	(1)	(1)	(0)	
	雑収入	(1,285)	(2,920)	(△ 1,635)	
事業活動収入計(1)		3,046	4,681	△ 1,635	
事業活動による収支	人件費支出	21,770	26,005	△ 4,235	
	役員報酬支出	5,810	3,600	2,210	
	職員給料支出	9,960	15,615	△ 5,655	
	職員賞与支出	3,200	3,050	150	
	非常勤職員給与支出	200	200	0	
	法定福利費支出	2,600	3,540	△ 940	
	事業費支出	27,585	23,477	4,108	
	旅費交通費支出	1,298	715	583	
	消耗品費支出(事業)	807	959	△ 152	
	印刷製本費支出	441	728	△ 287	
	燃料費支出	118	209	△ 91	
	修繕費支出	10	10	0	
	通信運搬費支出	1,301	551	750	
	会議費支出	1,096	1,303	△ 207	
	広報費支出	11,233	6,875	4,358	
	業務委託費支出	360	370	△ 10	
	手数料支出	316	183	133	
	保険料支出	52	47	5	
	賃借料支出	229	284	△ 55	
	車輛費支出(事業)	166	260	△ 94	
	備品・資材費支出(事業)	9,885	10,594	△ 709	
	諸謝金支出	165	293	△ 128	
	雑支出	108	106	2	
	事務費支出	27,590	28,302	△ 712	
	福利厚生費支出	200	90	110	
	旅費交通費支出	4,343	5,100	△ 757	
	研修費支出(事務)	469	542	△ 73	
	消耗品費支出(事務)	2,023	2,577	△ 554	
	印刷製本費支出	1,743	1,500	243	
	水道光熱費支出	470	450	20	
	燃料費支出	310	269	41	
	修繕費支出	200	135	65	
	通信運搬費支出	2,414	2,670	△ 256	
会議費支出	1,084	1,172	△ 88		
広報費支出	50	65	△ 15		
業務委託費支出(事務)	6,887	6,076	811		
手数料支出	1,469	1,404	65		
保険料支出	430	230	200		
賃借料支出	3,569	3,611	△ 42		
諸謝金支出(事務)	146	131	15		

法人本部サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
	租税公課支出	250	170	80	
	備品・資材費支出(事務)	391	413	△ 22	
	渉外費支出	475	457	18	
	諸会費支出	266	352	△ 86	
	雑支出	401	889	△ 488	
	共同募金配分金支出	0	80	△ 80	
	一般募金配分金支出	(0)	(80)	(△ 80)	
	分担金支出	2,296	2,296	0	
	事業活動支出計(2)	79,241	80,160	△ 919	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 76,195	△ 75,480	△ 715	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入				
	サービス区分間繰入金収入	1,861	34,460	△ 32,599	
	法人内部間取引収入	24,080	209,665	△ 185,585	
	本会からの収入	24,080	130	23,950	
	共同募金委員会からの収入	0	209,535	△ 209,535	
	その他の活動収入計(7)	25,941	244,125	△ 218,184	
	支出				
	積立資産支出	1,100	1,100	0	
	退職給付引当資産支出	1,100	1,100	0	
	サービス区分間繰入金支出	444	1,201	△ 757	
法人内部間取引支出	24,080	1,920	22,160		
本会への支出	0	1,790	△ 1,790		
共同募金委員会への支出	24,080	130	23,950		
その他の活動支出計(8)	25,624	4,221	21,403		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	317	239,904	△ 239,587		
予備費支出(10)	25	221	△ 196		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 75,903	164,203	△ 240,106		
前期末支払資金残高(12)	164,203	0	164,203		
当期末支払資金残高(11)+(12)	88,300	164,203	△ 75,903		

赤い羽根県域募金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	共同募金収入	30,000	30,000	0	
	一般募金収入	30,000	30,000	0	
	一般募金法人募金以外の収入	(1,000)	(1,000)	(0)	
	一般募金法人募金の収入	(29,000)	(29,000)	(0)	
	その他の収入	594	594	0	
	配分金戻入	(576)	(576)	(0)	
	雑収入	(18)	(18)	(0)	
	事業活動収入計(1)	30,594	30,594	0	
	支出				
共同募金配分金支出	100,000	100,000	0		
一般募金配分金支出	(100,000)	(100,000)	(0)		
事業活動支出計(2)	100,000	100,000	0		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 69,406	△ 69,406	0		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	サービス区分間繰入金収入	4,327	1	4,326	
	その他の活動収入計(7)	4,327	1	4,326	
	支出				
	法人内部間取引支出 本会への支出	0	93,725	△ 93,725	
その他の活動支出計(8)	0	93,725	△ 93,725		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	4,327	△ 93,724	98,051		
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 65,079	△ 163,130	98,051		
前期末支払資金残高(12)	△ 187,428	△ 24,298	△ 163,130		
当期末支払資金残高(11)+(12)	△ 252,507	△ 187,428	△ 65,079		

赤い羽根市町村域募金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入					
	共同募金収入	265,035	264,068	967		
	一般募金収入	265,035	264,068	967		
	一般募金法人募金以外の収入	256,751	257,917	△ 1,166		
	一般募金法人募金の収入	8,284	6,151	2,133		
	事業活動収入計(1)	265,035	264,068	967		
事業活動による収支	支出					
	共同募金配分金支出	72,694	194,425	△ 121,731		
	一般募金配分金支出	72,694	194,425	△ 121,731		
	事業活動支出計(2)	72,694	194,425	△ 121,731		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	192,341	69,643	122,698		
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等収入計(4)					
	支出					
	施設整備等支出計(5)					
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入					
	サービス区分間繰入金収入	1,771	17,918	△ 16,147		
	法人内部間取引収入	263,901	14,679	249,222		
	本会からの収入	47,912	14,679	33,233		
	共同募金委員会からの収入	215,989	0	215,989		
		その他の活動収入計(7)	265,672	32,597	233,075	
	支出					
サービス区分間繰入金支出	10,948	52,908	△ 41,960			
法人内部間取引支出	263,901	128,681	135,220			
本会への支出	263,901	128,681	135,220			
	その他の活動支出計(8)	274,849	181,589	93,260		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 9,177	△ 148,992	139,815		
	予備費支出(10)	0	0	0		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	183,164	△ 79,349	262,513		
	前期末支払資金残高(12)	73,055	152,404	△ 79,349		
	当期末支払資金残高(11)+(12)	256,219	73,055	183,164		

地域歳末募金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日 (至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	共同募金収入	80,425	82,995	△ 2,570	
	地域歳末たすけあい募金収入	80,425	82,995	△ 2,570	
	地域歳末法人募金以外の収入	77,487	79,830	△ 2,343	
	地域歳末法人募金の収入	2,938	3,165	△ 227	
	受取利息配当金収入	1	1	0	
	事業活動収入計(1)	80,426	82,996	△ 2,570	
	支出				
	共同募金配分金支出	82,901	86,220	△ 3,319	
	地域歳末たすけあい配分金支出	82,901	86,220	△ 3,319	
地域歳末たすけあい配分金支出	82,901	86,220	△ 3,319		
事業活動支出計(2)	82,901	86,220	△ 3,319		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 2,475	△ 3,224	749		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入				
	サービス区分間繰入金収入	3,506	2,507	999	
	その他の活動収入計(7)	3,506	2,507	999	
	支出				
	サービス区分間繰入金支出	73	777	△ 704	
その他の活動支出計(8)	73	777	△ 704		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,433	1,730	1,703		
予備費支出(10)	0	0			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	958	△ 1,494	2,452		
前期末支払資金残高(12)	△ 9,507	△ 8,013	△ 1,494		
当期末支払資金残高(11)+(12)	△ 8,549	△ 9,507	958		

NHK歳末募金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	共同募金収入	9,000	9,000	0	
	NHK歳末たすけあい募金収入	9,000	9,000	0	
	NHK歳末法人募金以外の収入	9,000	9,000	0	
	事業活動収入計(1)	9,000	9,000	0	
支出	共同募金配分金支出	9,000	9,000	0	
	NHK歳末たすけあい配分金支出	9,000	9,000	0	
	事業活動支出計(2)	9,000	9,000	0	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出				
	その他の活動支出計(8)				
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0		
前期末支払資金残高(12)	4,581	4,581			
当期末支払資金残高(11)+(12)	4,581	4,581	0		

指定寄付金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	共同募金以外寄付金収入	1	40,000	△ 39,999	
	特定・指定寄付金収入	1	40,000	△ 39,999	
	事業収入	196	196	0	
	手数料収入	196	196	0	
	事業活動収入計(1)	197	40,196	△ 39,999	
	支出				
共同募金以外寄付金配分金支出	2	72,401	△ 72,399		
特定・指定寄付金配分金支出	1	72,400	△ 72,399		
その他の寄付金配分金支出	1	1	0		
事業活動支出計(2)	2	72,401	△ 72,399		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	195	△ 32,205	32,400		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出				
	その他の活動支出計(8)				
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	195	△ 32,205	32,400		
前期末支払資金残高(12)	177,354	209,559	△ 32,205		
当期末支払資金残高(11)+(12)	177,549	177,354	195		

災害支援金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入					
	災害義援金収入	8	2,103	△ 2,095		
	受入災害義援金収入	(4)	(12)	(△ 8)		
	他県受入災害義援金収入	(4)	(2,091)	(△ 2,087)		
	被災三県事業収入	40,000	100,000	△ 60,000		
	その他の事業収入	(40,000)	(40,000)	(0)		
	受託事業収入	(40,000)	(40,000)	(0)		
	その他の収入	1	375	△ 374		
	配分金戻入	(1)	(375)	(△ 374)		
	事業活動収入計(1)	40,009	102,478	△ 62,469		
支出	災害義援金支出	5,001	9,500	△ 4,499		
	災害義援金配分金支出	5,000	6,000	△ 1,000		
	他県災害義援金送付金支出	1	3,500	△ 3,499		
	災害ボランティア・NPO活動配分金支出	40,000	100,000	△ 60,000		
	事業活動支出計(2)	45,001	109,500	△ 64,499		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 4,992	△ 7,022	2,030			
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等収入計(4)					
	支出					
	施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
その他の活動による収支	収入					
	その他の活動収入計(7)					
	支出	法人内部間取引支出	0	18	△ 18	
		本会への支出	6	18	△ 12	
		共同募金委員会への支出	△ 6			
	その他の活動支出計(8)	0	18	△ 18		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	△ 18	18			
予備費支出(10)	0	0				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 4,992	△ 7,040	2,048			
前期末支払資金残高(12)	70,841	77,881	△ 7,040			
当期末支払資金残高(11)+(12)	65,849	70,841	△ 4,992			

難病支援金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	受取利息配当金収入	1	1	0	
	事業活動収入計(1)	1	1	0	
	支出				
	共同募金配分金支出 一般募金配分金支出	350 350	350 350	0 0	
	事業活動支出計(2)	350	350	0	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 349	△ 349	0	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出				
	その他の活動支出計(8)				
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
	予備費支出(10)	0	0		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 349	△ 349	0	
前期末支払資金残高(12)		197	546	△ 349	
当期末支払資金残高(11)+(12)		△ 152	197	△ 349	

災害等準備金サービス区分 資金収支予算書(当初予算)

(自)平成27年 4月 1日(至)平成28年 3月31日

(単位:千円)

勘定科目		予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	事業活動収入計(1)	0	0	0	
	支出				
	事業活動支出計(2)		0	0	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			0	0	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	サービス区分間繰入金収入	0		0	
	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出				
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0	0	0	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	
前期末支払資金残高(12)		64,237	64,237	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		64,237	64,237	0	

27年度 経費予算全体内訳

単位:千円

コード	科目	27年度			26年度			増減			
		全体予算	うち 本会法人 本部予算	うち 市町村法 人本部 予算	前年度 予算	うち 本会法人 本部 予算	うち 市町村法 人本部 予算	増減	うち 本会 増減	うち 市町村 増減	
29	8310	人件費支出 ⑨	21,770	21,770	0	26,005	26,005	0	△ 4,235	△ 4,235	0
30	8311	役員報酬支出	5,810	5,810	0	3,600	3,600	0	2,210	2,210	0
31	8312	職員給料支出	9,960	9,960	0	15,615	15,615	0	△ 5,655	△ 5,655	0
32	8313	職員賞与支出	3,200	3,200	0	3,050	3,050	0	150	150	0
33	8314	非常勤職員給料支出	200	200	0	200	200	0	0	0	0
34	8317	法定福利費支出	2,600	2,600	0	3,540	3,540	0	△ 940	△ 940	0
35	8320	事業費支出 ⑩	27,585	14,175	13,410	23,477	13,520	9,957	4,108	655	3,453
36	8358	旅費交通費支出(事業)	1,298	200	1,098	715	230	485	583	△ 30	613
37	8345	消耗品費支出(事業)	807	0	807	959	0	959	△ 152	0	△ 152
38	8359	印刷製本費支出(事業)	441	0	441	728	260	468	△ 287	△ 260	△ 27
39	8344	燃料費支出(事業)	118	50	68	209	140	69	△ 91	△ 90	△ 1
40	8361	修繕費支出(事業)	10	0	10	0	0	0	10	0	10
41	8362	通信運搬費支出(事業)	1,301	0	1,301	551	0	551	750	0	750
42	8363	会議費支出(事業)	1,096	50	1,046	1,303	60	1,243	△ 207	△ 10	△ 197
43	8364	広報費支出(事業)	11,233	7,500	3,733	6,875	5,540	1,335	4,358	1,960	2,398
44	8365	業務委託費支出(事業)	360	0	360	370	0	370	△ 10	0	△ 10
45	8367	手数料支出(事業)	316	0	316	183	0	183	133	0	133
46	8346	損害保険料支出(事業)	52	0	52	47	0	47	5	0	5
47	8347	賃借料支出(事業)	229	0	229	284	0	284	△ 55	0	△ 55
48	8352	車輛費支出(事業)	166	75	91	260	60	200	△ 94	15	△ 109
49	8366	備品・資材費支出(事業)	9,885	6,200	3,685	10,594	7,140	3,454	△ 709	△ 940	231
50	8357	諸謝金支出(事業)	165	100	65	293	90	203	△ 128	10	△ 138
51	8379	雑支出(事業)	108	0	108	106	0	106	2	0	2
52	8330	事務費支出 ⑪	27,590	12,670	14,920	28,302	12,444	15,858	△ 712	226	△ 938
53	8511	福利厚生費支出(事務)	200	200	0	90	90	0	110	110	0
54	8513	旅費交通費支出(事務)	4,343	1,850	2,493	5,100	2,240	2,860	△ 757	△ 390	△ 367
55	8514	研修費支出(事務)	469	170	299	542	30	512	△ 73	140	△ 213
56	8515	消耗品費支出(事務)	2,023	300	1,723	2,577	400	2,177	△ 554	△ 100	△ 454
57	8516	印刷製本費支出(事務)	1,743	1,300	443	1,500	1,040	460	243	260	△ 17
58	8517	水道光熱費支出(事務)	470	450	20	450	450	0	20	0	20
59	8518	燃料費支出(事務)	310	150	160	269	80	189	41	70	△ 29
60	8519	修繕費支出(事務)	200	200	0	135	100	35	65	100	△ 35
61	8521	通信運搬費支出(事務)	2,414	1,000	1,414	2,670	1,030	1,640	△ 256	△ 30	△ 226
62	8522	会議費支出(事務)	1,084	400	684	1,172	460	712	△ 88	△ 60	△ 28
63	8523	広報費支出(事務)	50	0	50	65	0	65	△ 15	0	△ 15
64	8524	業務委託費支出(事務)	6,887	1,150	5,737	6,076	1,100	4,976	811	50	761
65	8533	手数料支出(事務)	1,469	1,000	469	1,404	1,030	374	65	△ 30	95
66	8534	損害保険料支出(事務)	430	400	30	230	200	30	200	200	0
67	8535	賃借料支出(事務)	3,569	3,400	169	3,611	3,400	211	△ 42	0	△ 42
68	8536	諸謝金支出(事務)	146	0	146	131	0	131	15	0	15
69	8537	租税公課支出(事務)	250	250	0	170	150	20	80	100	△ 20
70	8538	備品・資材費支出(事務)	391	100	291	413	130	283	△ 22	△ 30	8
71	8539	渉外費支出(事務)	475	100	375	457	80	377	18	20	△ 2
72	8541	諸会費支出(事務)	266	50	216	352	104	248	△ 86	△ 54	△ 32
73	8552	雑支出(事務)	401	200	201	889	330	559	△ 488	△ 130	△ 358
74	8098	分担金支出	2,296	2,296	0	2,296	2,296	0	0	0	0
経費予算		79,241	50,911	28,330	80,080	54,265	25,815	△ 839	△ 3,354	2,515	

募金額に対する諸経費の割合

年度	A 経費総額 B+G+H	B 県共募経 費 C+F	C 事務費 D+E	D 人件費	E 事務費	F 事業費	G 支分金交付金 (市町村事務費)	H 中央共募 分担金	I 募金額	募金額に対 する経費の割 合 A/I	募金額に対 する県共募経 費の割合 B/I
20年度	96,932,363	68,416,270	64,462,333	34,396,728	30,065,605	3,953,937	26,380,093	2,136,000	480,325,226	20.2%	13.4%
21年度	94,731,721	63,547,404	61,548,586	34,153,935	27,394,651	1,998,818	28,550,174	2,634,143	461,533,844	20.5%	13.3%
22年度	85,996,547	65,609,276	62,341,086	35,109,870	27,231,216	3,268,190	18,016,636	2,370,635	460,074,597	18.7%	13.6%
23年度	86,047,113	61,773,740	59,635,968	34,916,802	24,719,166	2,137,772	21,977,373	2,296,000	401,075,496	21.5%	14.9%
24年度	86,175,304	59,551,717	42,792,794	31,359,031	11,433,763	16,758,923	24,327,587	2,296,000	396,200,041	21.8%	10.8%
25年度	81,113,192	55,373,536	37,969,092	27,383,101	10,585,991	17,404,444	23,443,656	2,296,000	387,173,059	21.0%	9.8%
25年度修正前	91,279,759	55,373,536	37,969,092	27,383,101	10,585,991	17,404,444	33,610,223	2,296,000	387,173,059	23.6%	9.8%
26年度予想(予算)	80,081,000	51,969,000	38,449,000	26,005,000	12,444,000	13,520,000	25,816,000	2,296,000	386,063,162	20.7%	10.0%
27年度予想(予算)	79,241,000	48,615,000	34,440,000	21,770,000	12,670,000	14,175,000	28,330,000	2,296,000	384,460,000	20.6%	9.0%